

患者のみなさんへ

## 医療上必要があると認められない、患者さんのご都合による精子凍結・融解の選定療養に関するお知らせ

令和6年6月1日より、医療上必要があると認められない、患者さんのご都合による精子凍結・融解を行う場合、当院では選定療養の費用として、通常の診療費とは別に以下の金額をご負担いただきます。

### 【費用】

医療上必要があると認められない、患者さんのご都合による精子凍結・融解	<u>11,000円（税込）</u>
------------------------------------	--------------------

※選定療養とは、患者さんご自身が選択して受ける追加的な医療サービスで、その分の費用は全額自己負担となります。

令和6年6月より、医療上必要があると認められない、患者さんのご都合による精子凍結・融解は、厚生労働省が定める選定療養の対象となり、当院は実施施設として届出を行っております。

対象となる患者さんには診察時に詳細をご説明致します。

病 院 長



藤田医科大学病院  
FUJITA HEALTH UNIVERSITY HOSPITAL